

意見書

平成24年1月23日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうと しんじゅくくにしんじゅく 東京都新宿区西新宿2-3-2

氏名 けいでいーでいーあいなぶしきがいは KDD I株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 たなか たかし 田中 孝司

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」答申（案）
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

携帯電話の契約者数は増加が続いており、携帯電話用の電話番号の不足が懸念される状況下において、携帯電話の新たな電話番号の導入に関する検討を実施し答申（案）をまとめていただいたことに感謝申し上げます。

今回、携帯電話の電話番号拡大に併せて、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの実施についても報告されております。これに関して、以下の2件の意見を申し上げます。

1. 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ実施のための条件

答申（案）51ページに「携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者保護の観点から、第5章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当である。」とあります。当社では選択中継サービスをはじめとする各種サービスとは以下のサービスと考えており、これらサービスに対する課題解決を完了せずに携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを実施した場合には、呼損が発生する等利用者にとって不利益が発生する可能性があるため、番号ポータビリティ実施のための前提として、これらの課題解決が必須であると考えます。

サービス	課題
SMS相互接続	<p>2011年7月より携帯電話事業者間でSMSの相互接続を開始しましたが、PHS事業者はSMS相互接続に参加しておりません。現在、発信者は着信側の電話番号で携帯電話とPHSを識別可能ですが、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ実施後は着信側の電話番号で携帯電話とPHSを識別できなくなります。従って、PHSがSMS相互接続に対応しない場合には、次のような問題が発生します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話からPHSへ番号ポータビリティした場合（080/090番号のPHS）、それに対して発信者がSMSを送信しても着信側のPHS網にて呼損となります。（SMS送信不可） ・PHSから携帯電話へ番号ポータビリティした場合（070番号の携帯電話）、それに対して発信者がSMSを送信しても移転元であるPHS網がSMS対応していないため呼損となります。（SMS送信不可）
選択中継（00XY-0A0）	<p>現在、NTT東西の加入電話及びISDNからの発信で00XY-080/090ダイヤルによる選択中継の携帯電話着信サービスが広く提供されています。これまで発信者又は発信端末は着信側の電話番号で携帯電話とPHSを識別可能でしたが、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ実施後は着信側の電話番号で携帯電話とPHSを識別できなくなります。PHSが選択中継サービスに対応しない場合には、PBXやACR機能付き電話機で着信側の電話番号（080/090）により自動的に00XYを付与している場合等に、着信側が080/090番号のPHSであった場合は呼損となります。</p>
着信課金、プリペイドカード等	<p>現在、着信課金等の0AB0ダイヤルのサービスやプリペイドカードでは発着の電話番号にて携帯電話とPHSを識別し、呼の接続制御や料金計算を行っている事例があります。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ実施後は電話番号で携帯電話とPHSを識別できなくなるため、呼の接続制御や料金計算が正常に行なえなくなる恐れがあります。</p>

2. 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの実施方法

答申（案）50ページに「利用者利便の観点からは、一部の事業者間においてのみの利用可能とすると、契約している携帯電話事業者によってPHSへの番号ポータビリティが利用できないことになり、番号ポータビリティの仕組みが複雑となるなど、利用者の利便性を損なうため、携帯電話の番号ポータビリティと同様、特定の事業者間だけでなく全社によって実施されることが適当である。」とあります。最終的に全ての携帯電話事業者とPHS間の番号ポータビリティが実現するとしても、実施時期がバラバラであると特定の事業者間だけでポータビリティを行なっている状態が発生し、報告書に記載のとおり利用者の利便を損なうため、全携帯事業者同時の実施とすべきであると考えます。

以上